第4章

外国人住民とともに暮らす 香川づくりのための施策

住民にとって暮らしやすい地域づくりを推進することは、地域の魅力向上、海外との交流や地域 産業・経済の振興にもつながります。

ここでは、多文化共生のめざすべき姿の実現に向けて、本プランの期間中に取り組む施策を挙げています。

1 コミュニケーション支援

(1) 行政・生活情報の多言語化、相談体制の整備

日本語能力が十分でない外国人住民が、本県で生活していくうえで必要な行政情報、生活情報などを多言語により提供するほか、外国人住民が気軽に相談できる生活相談窓口の利用促進を図るなど、外国人住民のサポート体制の充実に努めます。

①多言語による情報提供の充実

県、市町、国際交流協会では、ホームページなどの各種情報の、やさしい日本語を含めた多言語化を図ります。また、市町によるゴミ出しなどの生活情報も多言語化の工夫をするなど、 外国人住民に配慮した情報提供を促進します。

②多言語情報ツールの活用

県、市町、国際交流協会では、国や一般財団法人自治体国際化協会(以下「自治体国際化協会」という)などですでに多言語で作成、提供されている行政・生活情報などを積極的に活用します。

③案内標識などの多言語化の推進

県と市町では、国や関係機関との連携を図りながら、公共交通機関、公共施設などの案内標識の多言語化を進め、外国人住民にもわかりやすい表記の拡充に努めます。

また、「外国人ガイドブック」(県警作成)を活用し、道路標識などについて多言語で周知を 図るなど、外国人住民の安全と住みよいまちづくりを目指して取り組みます。

④通訳ボランティアの利用促進と登録者の確保

県国際交流協会では、外国人住民が、日本語能力が十分でないために必要な情報が得られないといった不利益を被ることのないよう、通訳ボランティア派遣事業のさらなる周知に努め、利用の促進を図るとともに、通訳内容や言語の多様化に対応するため、通訳ボランティア登録者を確保します。

⑤やさしい日本語の普及促進

県と県国際交流協会では、日本語能力が十分でない外国人住民でも理解しやすく、災害時や 日常生活での情報伝達に有効なツールであるやさしい日本語の普及を促進します。

⑥生活相談窓口の利用促進

県と県国際交流協会では、外国人住民が本県で生活していくうえで生じるさまざまな問題について気軽に相談できるかがわ外国人相談支援センターの利用を促進し、外国人住民のサポート体制の充実に努めます。

また、市町や、地域の外国人のコミュニティ、ネットワークとの連携を進め、外国人住民の 抱える問題を早期に把握し、円滑なサポートに努めます。

⑦外国人住民が多く利用するメディアの活用

県、市町、国際交流協会では、外国人住民の多くが主な情報の入手手段としているホームページやSNSなどを活用し、多言語によるより効果的な情報提供を図ります。

⑧デジタル技術の活用

県と市町では、外国人住民が迅速に情報を入手できるよう、公衆無線LANの整備を進めます。

また、スマートフォン上で動作する音声翻訳アプリケーションやAIによる同時通訳サービスなど新たな技術を活用し、外国人住民と日本人住民の円滑なコミュニケーションを図ります。

(2) 日本語教育の推進

外国人住民が、日本語でのコミュニケーション能力を身につけるため、幅広い日本語の学習機 会の提供に努めます。

①日本語教室の充実

県、市町、国際交流協会では、県内各地で実施されている日本語教室の充実に向けた取組み を行うとともに、日本語教室が設置されていない地域における日本語教室の開設を進めます。

②日本語指導ボランティア養成

県国際交流協会では、地域の日本語教室の運営に不可欠な日本語指導ボランティアを育成するため講座を開催します。

③子どものための日本語教室の充実

県国際交流協会では、日本語を母語としないなど外国にルーツを持つ子どもを対象に、日本 語指導や教科学習の補助を行うための日本語教室を実施し、その充実と利用の促進を図ります。

④技能実習生の日本語能力向上に向けた取組みの支援

県国際交流協会では、技能実習生の日本語能力向上のため、技能実習生受入企業や監理団体

からの依頼に基づき、日本語指導ボランティアを派遣します。また、地域の日本語教室の情報を提供します。

⑤外国人材の日本語能力向上のための支援

県では、外国人材を雇用する中小企業などが行う外国人材の日本語能力向上のための研修などに要する経費の助成等の支援を行います。

⑥関係機関の連携強化

県と県国際交流協会では、地域における日本語教育が適切に行われるよう、関係する行政機関、日本語教育を行う機関、外国人材を雇用する事業者、外国人住民などの生活支援を行う団体などの関係者相互間の連携の強化その他必要な体制の整備に努めます。

(3) 生活オリエンテーションの実施

外国人が地域住民としての生活を開始してからできるだけ早い時期にオリエンテーションを実施し、行政情報や日本社会の習慣などについて学習する機会を提供します。

①出前講座の実施

県では、技能実習生に対して、香川県の文化、風俗習慣、交通マナーやゴミの出し方などの 生活ルールを紹介する出前講座を行い、日常生活面での支援を図ります。

また、外国人材を雇用する事業者や、市町に講座の活用を働きかけていきます。

②行政窓口での生活情報の提供

県では、外国人が転入手続きのため市町の窓口を訪れた際に、生活していくうえで生じるさまざまな問題について気軽に多言語で相談できる「かがわ外国人相談支援センター」や多言語で生活情報を提供している「くらしらいぶらりー」の周知を行うことを、市町に働きかけていきます。

2 生活支援

(1) 教育機会の確保

日本語の指導が必要な児童生徒などに対して、必要に応じて日本語学習の支援を行うなど、より一層の学習支援体制の強化を図ります。あわせて、小・中学校における、多文化共生に向けた 国際理解や外国人児童生徒に対する理解を促進し、受入体制を整えます。

また、保護者などに対しては、進路に関わることや保護者などに対する日本語能力向上のための学習の機会に関する情報を多言語で提供します。

①日本語理解促進のための講師などの派遣

県では、日本語の指導が必要な児童生徒が在籍する学校に対して、それらの児童生徒に対応 する教員の配置や日本語指導を行う教育活動支援員などの派遣を行います。また、県国際交流 協会では、日本語指導や教科学習の補助を日本語で行う講師やボランティアの紹介を行います。

②日本語指導のための資料の活用推進

県では、学校生活についてのオリエンテーションや学校生活で日常使用する表現を4か国語 (中国語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語)で作成した日本語指導のための資料「学校へ行こう1、2」の活用を図ります。

③国際理解増進のための講師などの派遣

県では、小学校での外国語活動、小学校、中学校、高等学校での総合的な学習の時間などに教育活動支援員や国際交流員(CIR)などを派遣することにより、多文化共生に向けた国際理解教育の推進を図ります。また、市町が招致する小・中学校の外国語指導助手(ALT)など地域の外国人材の活用も市町に働きかけていきます。

さらに、県国際交流協会では、国際理解を深める講座・イベントを実施するとともに、外国の文化などを紹介する国際理解ボランティアを教育機関などからの要請に応じて派遣します。

4)多言語による就学情報提供

県では、外国人児童生徒の保護者に対し、日本の教育制度の理解を図るため「外国人児童生徒受入れの手引き」(平成31(2019)年3月改訂 文部科学省)を参考に、教育制度や入学手続き、就学援助制度などについて多言語による情報提供を行うよう、市町に働きかけていきます。

⑤外国人児童生徒への支援の充実

県では、「外国人児童生徒受入れの手引き」を参考に、外国人児童生徒に対し就学案内などの徹底、関係機関と連携し日本語初期指導教室の設置や教職員への研修の実施など、外国人児童生徒教育に関する取組みの充実を図るよう、市町に働きかけていきます。

⑥子どものための日本語教室の充実(再掲)

県国際交流協会では、日本語を母語としないなど外国にルーツを持つ子どもを対象に、日本 語指導や教科学習の補助を行うための日本語教室を実施し、その充実と利用の促進を図ります。

⑦外国人児童生徒に対する進学支援

県では、外国人児童生徒が、高校や大学に進学するときに、日本や県内における入試や受験に関する情報や経済面における修学支援に関する情報などを適切に伝達するなど、本人やその家族の学習面や進学面、経済面からくる不安を解消できるよう努めます。

⑧不就学の子どもへの対応

県と市町では、学校に通っていないまたは中途退学した不就学の外国人児童生徒の実態を把握したうえで、その能力を地域社会においても最大限発揮できるよう、教育環境の整備を行い、不就学の子どもに対する支援などの取組みを講じます。

(2) 適正な労働環境の確保

外国人材の適正な労働環境の確保に取り組みます。

①外国人材相談窓口の利用促進

県では、県内企業や外国人材からの雇用などに関する相談を受け付ける外国人労働人材関係相談窓口の利用を促進し、外国人材のサポート体制の充実に努めます。

②外国人材の労働環境の改善

香川労働局が外国人雇用管理アドバイザー(社会保険労務士)による各事業所の雇用管理の 実態に応じた相談・指導を行っているほか、県では、事業主に対し労働関係法令の周知などを 行うことにより、外国人材の労働環境の改善に努めます。

③外国人材受入関係機関との連携

県では、外国人材の受入れ・共生に係る連携会議を開催して関係機関との情報交換を実施し、 外国人材の就業環境の整備を促すとともに、外国人材に対し地域社会の構成員としての社会的 責任について啓発に努めます。

④外国人材の受入環境整備に係る経費助成

県では、県内企業における外国人材の活躍・定着を図るため、中小企業などが行う業務マニュアルや就業規則の多言語化、外国人材との意思疎通などを促進するための日本人従業員向けセミナーの開催など、外国人材の受入環境の整備に要する経費を助成します。

⑤外国人材関係セミナーの開催

県では、技能実習生受入企業や監理団体など向けセミナーを開催し、外国人材の円滑かつ適 正な受入れを促進します。

(3) 医療・保健サービスの提供

医療・保健の各分野に共通する外国人住民の支援施策として、多言語での情報提供や通訳のサポートを行います。

①外国語対応可能な医療機関情報の提供

県では、地域の外国語対応が可能な病院についてホームページなどにより、外国人住民へ積極的に情報提供を行います。また、医療費の助成制度など、積極的に周知するよう努めます。

②通訳ボランティアの派遣の充実

県と県国際交流協会では、外国人住民が診療時などに必要な情報が得られるよう、通訳など ボランティア派遣事業のさらなる周知に努め、利用の促進を図ります。

③多言語による年金、保険制度などの周知

県では、国民健康保険や介護保険などについて、加入や給付申請などの制度やサービスの利用方法について、市町と連携しながらホームページなどを活用し、多言語での周知に努めます。

(4) 子ども・子育て及び福祉サービスの提供

外国人住民が必要とする子ども・子育てや福祉に関するサービスを適切に利用できるよう努めます。

①サービスの利用促進

県と市町では、サービスの内容や利用の際の手続きについて、多言語による情報提供に努めます。

(5) 住宅確保のための支援

外国人住民が安心して暮らせる環境を確保できるよう努めます。

①公営住宅への入居に係る各種手続きの多言語による情報提供

県と市町では、公営住宅に入居する際に、申込みから入居に至るまでの各種手続きなどについて、多言語による情報提供に努めます。

②留学生住宅確保支援制度による支援

県国際交流協会では、留学生が在籍する県内の大学、短期大学、高等専門学校や公益社団法 人香川県宅地建物取引業協会などとの連携協力のもとに、留学生が住宅を確保する際、県国際 交流協会が連帯保証人となり、より安定した居住環境の中で安心して学生生活を営めるよう支 援します。

(6) 防犯・交通安全対策の推進

外国人住民に対し、多言語での情報提供や体験型指導教室を行い、外国人住民が事故や犯罪の 被害に遭わないよう努めます。

①多言語ややさしい日本語での情報発信

県では、防犯・防災・交通ルールなどの情報を記載したガイドブックや各種情報を、多言語またはやさしい日本語で提供することに努めます。

②多言語情報ツールの活用

県では、外国人からの警察への通報、各種届出などの受理やこれらの事案への対応を迅速、 的確に行うため、多言語コールセンターや通訳機能を有するデータ端末の活用に取り組みます。

③体験型指導教室の実施

各警察署では、技能実習生監理団体や留学生が在籍する大学などからの要請を受けて、技能 実習生や留学生を対象にした防犯・交通教室の開催をはじめ、ひったくりや振り込め詐欺など の被害防止、110番や119番のかけ方、自転車の乗り方について体験型指導教室などを実施 します。

3 防災面における支援

(1) 防災知識の普及啓発

防災に関する情報の多言語化を進めるとともに、防災知識の普及啓発を図ります。

①多言語による防災ガイドブックなどの活用

県では、地震、風水害など災害発生時に備え、多言語またはやさしい日本語で作成した防災 に関する準備や心得などを掲載した防災ガイドブックを活用し、外国人住民に対する防災知識 の普及啓発に努めます。

また、県では、公助・共助の前にまず自助の備えができるよう、日頃から各々で必要最低限 の備蓄を意識するなど、備えの大切さの周知に努めます。

②多言語による防災マップなどの充実

市町では、外国人住民が災害時に速やかに避難できるよう、多言語による地域の防災マップなどを充実させ、避難所などの周知が図れるよう努めます。

③多言語表示シートなどの活用

県、市町、国際交流協会では、自治体国際化協会などが作成した多言語表示シートなどを避難所に指定された場所などに常備するとともに、防災訓練などで利用し、災害発生時に直ちに活用できるよう努めます。

4 防災情報の発信

県と県国際交流協会では、外国人住民を対象とした防災訓練などを通じて災害や避難に関する平常時の備えや防災知識などを、多言語で発信するよう努めます。

⑤外国人住民に対する防災知識の普及啓発

県では、外国人住民に対する防災知識の普及啓発を図るため、大地震などの大規模災害発生時を想定し、市町や地域日本語教室などと連携し、外国人住民と一緒に取り組む防災訓練を県内各所で実施します。

⑥自主防災組織などへの外国人住民の参画促進

市町では、外国人住民を災害時の支援の対象としてだけではなく、災害時の支援の担い手と して位置付けることが一層重要となっているため、外国人住民が参加しやすい防災訓練となる よう訓練内容の工夫などにより外国人住民の防災訓練への参加および自主防災組織などへの参 画を促進します。

⑦災害時における外国人住民対応のための研修会の実施

県では、災害発生時において外国人住民を災害弱者としないため、行政職員や通訳ボランティアなどを対象とした災害時の外国人住民支援に関する研修を実施します。

⑧外国人住民の所在把握

市町では、防災対策上不可欠である外国人住民の所在情報を平常時より的確に把握するように努めます。

(2) 災害時の支援体制の整備

災害発生時に外国人住民に対する多言語での支援を迅速に実施するために必要な体制の整備に 努めます。

①香川県災害時多言語支援センターの設置・支援体制の整備

県と県国際交流協会では、大規模災害発生時に、共同で香川国際交流会館(アイパル香川) に香川県災害時多言語支援センターを設置し、県内外の自治体・団体などとも連携して、円滑 な外国人住民の支援体制整備に努めます。

②多言語表示シートなどの活用(再掲)

県、市町、国際交流協会では、自治体国際化協会などが作成した多言語表示シートなどを避難所に指定された場所などに常備するとともに、防災訓練などで利用し、災害発生時に直ちに活用できるよう努めます。

③災害時の避難誘導環境の整備

県と市町では、外国人住民が災害時に速やかに避難できるよう、避難所、避難経路などの案 内表示や災害発生時の周知放送、避難誘導の多言語対応に取り組みます。

④災害時の支援体制の強化

県と県国際交流協会では、外国人住民に対して災害時に多言語による必要な支援が行えるよう訓練を実施するとともに、通訳などを行うボランティアを活用するなどの体制整備に努めます。

(3) 感染症流行時における対応

新型コロナウイルス感染症など、感染症の感染拡大に備えるため、多言語による感染情報の提供などに努めます。

①防災マップへの感染症対策情報の反映

市町では、多言語による地域の防災マップの内容に、密集を避けた避難方法や避難所の分散などに関する情報を反映するように努めます。

②感染症に関する多言語による情報提供および相談対応

県と県国際交流協会では、新型コロナウイルス感染症など、感染症の感染拡大に備えるため、 外国人住民に対して、感染症に関する多言語による情報提供や相談対応を行う体制の整備に努め ます。

4 意識啓発と社会参画支援

(1) 多文化共生の意識啓発・醸成

地域の住民一人ひとりが互いの文化や生活習慣などを尊重し、安全・安心で豊かな生活が営む ことができるよう意識啓発やネットワークづくりに努めます。

①外国人住民とのふれあいの場の提供

県と県国際交流協会では、市町などと連携しながら、日本人住民と外国人住民が集いふれあう場を提供するために、外国人住民が参加しやすい形で、さまざまな活動、交流イベントを開催します。

②ホストファミリー制度の積極的な活用

県国際交流協会では、香川県留学生等国際交流連絡協議会が県内在住の留学生を対象にホームビジット・プログラムを実施する際、同協会のホストファミリー制度に登録している家庭に 積極的な受入れを呼びかけ、留学生などが日本家庭での日常生活体験しながら国際交流を深め る機会を提供します。

③外国人住民の人権に配慮したまちづくり

県では、外国人住民に対するホームページなどでの悪質な表現などについて、他の自治体、 警察や関係機関と緊密に連携し適正な対応に努めるとともに、外国人住民に対する理解を深め るよう各種講座、イベントなどを通じて啓発を行うなど、外国人住民の人権に配慮したまちづ くりを進めていきます。

④不当な差別的言動の解消

県では、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組みの推進に関する法律(平成28(2016)年法律第68号)」の制定を踏まえ、相談体制の整備、教育の充実および啓発活動などに取り組みます。

⑤国際理解のための講座などの充実

県と県国際交流協会では、市町や独立行政法人国際協力機構四国センター(JICA四国)などの機関と連携し、県民に多文化共生への理解を深めるための講座・イベントの充実を図ります。

⑥国際理解教育指導者の育成

県国際交流協会では、学校現場などにおける国際理解教育の促進を図ることを目的とし、教育関係者などを対象にセミナーを実施し、国際理解教育への理解を深め、実践力を向上するための研修の場ならびに関係者間のつながりを強化する機会を提供します。

⑦国際理解促進のための講師などの派遣

県では、小学校、中学校、高等学校での総合的な学習の時間などや、市町が開催する講座などへの国際交流員(CIR)の派遣などを行います。

また、県国際交流協会では、教育機関や国際交流協会などからの依頼に基づき、外国の文化などを紹介する国際理解ボランティアを派遣します。

®KAGAWAアンバサダー※3 の活用

県では、KAGAWAアンバサダーによる県民に向けたセミナーを開催するなど、KAGAWAアンバサダーに一層の活躍の場を提供するとともに、外国の文化や習慣についての県民の関心を高め、理解を促します。

※3 KAGAWAアンバサダーは、本県を海外で紹介するとともに、本県の諸課題に対する情報提供、活動、提言等を行うことにより、県の活性化に資することを目的として、海外在住者又は、主として海外で活動している者で、本県出身者あるいは本県にゆかりのある者の中から、知事に委嘱された者

(2) 外国人住民の社会参画支援

外国人住民が、国際理解のための講座や日本人住民との交流イベントなどの場においてみずからの文化や言語を紹介したり、ボランティア活動など地域でのさまざまな活動に参加することを通じて、日本人住民には異なる文化や言語に触れることができる機会を、外国人住民には意欲や能力を生かすことができる機会を提供できるよう、情報の発信やイベントの実施に努めます。

また、地域での多文化共生施策などについて検討する協議会などに外国人住民に参加してもらうなど、外国人住民と日本人住民がともに安心して暮らすことができるまちづくりに外国人住民の意見などを反映させます。

①お役立ち情報の提供

県、市町、国際交流協会では、外国人住民に県内のイベントや日本語講座などの有益な情報の提供を行うため、ホームページの内容の充実を図るとともに、県は広報誌などのパンフレットなどを送付する登録者の拡充に努めます。

②県内で開催される国際イベントへの参画

県では、瀬戸内国際芸術祭など県内で開催される国際イベントにおいて、外国人住民が積極的に参画できるように努めます。

③日本語サロンや日本文化等理解ボランティアの活用

県国際交流協会では、日本語サロンや、日本の文化や生活習慣などを紹介する日本文化等理解ボランティアの派遣事業の周知に努め、利用の促進を図ります。

4 県政に外国人住民の意見反映

県では、外国人住民から生の声を聞き、今後のよりよい多文化共生施策づくりに役立てるような仕組みづくりを進めます。

⑤多文化共生のまちづくりへの外国人住民の意見反映

県、市町、県国際交流協会では、地域の多文化共生施策などを検討する協議会などに外国人 住民の参画を促進します。

5 地域活性化の推進

(1) 外国人住民との連携・協働による地域活性化の推進

人口減少・少子高齢化が急速に進展する中、地域社会の維持・活性化に向けて、外国人住民との連携・協働を推進します。

①外国人住民の人材の発掘・情報収集

県、市町、国際交流協会では、外国人住民が、みずからの強みや外国人独自の観点を活かして、地域の魅力に係る情報発信、地域産品を活用した起業、地域の観光資源を活用したインバウンド観光の受入れなどの担い手となりうるスキルやノウハウを有する外国人住民について、情報収集し、発掘に努めます。

②留学生の知識と能力の積極的な活用

県では、留学生などが、日本語能力や日本での生活体験、異なる文化的背景などを活かしながら、イベントなどにおいて日本人住民と交流したり、講師として自国について紹介したりする活動を通して、日本人住民の国際理解や多文化共生への理解を促進する機会を設けます。

また、県では、留学生の視点から新たな地域の魅力を見出し、それを国内外に発信するなど、 市町などが行っている地域活性化の取組みの中で留学生が活躍できる機会を、留学生が在籍す る機関と連携しながら提供することに努めます。

(2) 留学生の地域における就職促進

教育機関や県内企業との連携を図り、留学生、国際交流員(CIR)および外国語指導助手(ALT)の就職支援を充実させ、県内への定着を目指します。

①留学生向け説明会などの開催

県では、留学生、国際交流員(CIR)、外国語指導助手(ALT)と企業との交流会・合同企業説明会の開催を促進します。

②県内就職促進のための助成

県では、県内教育機関が行う留学生の県内就職促進に向けた取組みに助成します。

③関係団体での情報共有

県では、大学等就職担当者連絡会で、県内留学生の就職状況などについて情報共有・意見交換を実施することに取り組みます。

(3) 地域と技能実習生・留学生等の交流機会の提供

技能実習生や留学生などが、地域社会とのつながりを深め、それぞれが生活する地域や県に愛着を感じられるよう、地域の日本人住民と交流する機会を提供します。それによって、留学生の 県内への定着や外国人材の継続的な確保を目指します。

①交流イベントの実施

県、市町、国際交流協会では、技能実習生や留学生などが、地域の行事などに参加しやすい環境を整えるとともに、日本人住民と交流したり、地域の良さ・魅力を知ることができるイベントを実施します。

②情報提供の推進

県と県国際交流協会では、技能実習生受入企業や監理団体を通じて、日本文化や習慣を理解 してもらえるよう地域住民との交流事業などの情報提供の充実を図ります。

③コミュニケーション支援と交流の場の提供

県では、技能実習生受入企業や監理団体に対して、日本語習得の機会や地域住民との交流の場を提供するよう働きかけていきます。

(4) 多文化共生のまちづくりを担う人材の育成

地域の外国人住民と日本人住民をつなげる活動など多文化共生のまちづくりに継続的に取り組む人材を育成します。

①人材の育成と活用

県、市町、国際交流協会では、地域における多文化共生のまちづくりを担う人材を育成する ため、養成講座を開催します。

また、講座修了生が、交流イベントを企画・運営するなど地域の中でも活躍できるよう支援 します。

②起業意欲のある外国人住民の支援

県と市町では、起業意欲のある外国人住民が、その発想を生かした新たな事業や地域経済の活性化のための事業などにみずから起業して取り組もうとする際には、公益財団法人かがわ産業支援財団、地域の商工会議所・商工会などにおいて相談・助言を受けられるよう、支援体制

を充実させます。

6 多文化共生施策の推進体制の整備

(1) 地方公共団体内部での推進体制の整備

多文化共生施策を計画的かつ総合的に推進するため、県・市町における推進体制を整備します。

①関係部局の連携

県と市町では、多文化共生に関わる関係部局が横断的に連絡調整を行い、連携を図ることに 努めます。

②多文化共生の推進に係る指針・計画の策定

市町では、多文化共生の推進に係る指針・計画の策定に取り組みます。

(2) 地域において多文化共生の推進に寄与する組織等との連携・協働

地域における多文化共生施策の推進に必要な連携・協働体制を構築します。

①多文化共生施策の推進に関わる組織などとの連携・協働

県、市町、国際交流協会では、地域の外国人住民に関わる団体などの把握に努めるとともに、協議会などを設置するなどし、多文化共生施策の推進に関わる関係機関との連携・協働を図ります。

②香川県留学生等国際交流連絡協議会との連携

県では、香川県留学生等国際交流連絡協議会と連携し、留学生などの受入の促進、留学生などと地域住民との交流の促進、留学生などの生活、就職支援に取組みます。

③ネットワークの整備

県では、外国人住民支援を図るため、各市町と連絡会を開催し、県内の連携体制を構築します。

④多文化共生マネージャーなどの活用

県、市町、国際交流協会では、多文化共生の推進に必要な施策の実施に当たり、地域の多文化共生推進の取組みへの助言・指導を行う多文化共生アドバイザー、多文化共生マネージャーおよび地域国際化推進アドバイザーなどの活用を図ります。